

品川区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

制定	平成 27 年 3 月 31 日 区長決定	要綱第 380 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日	要綱第 173 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日	要綱第 124 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	要綱第 168 号
改正	令和元年 10 月 1 日	要綱第 298 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日	要綱第 74 号
改正	令和 3 年 12 月 1 日	要綱第 319 号
改正	令和 4 年 10 月 1 日	要綱第 204 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	要綱第 143 号

(目的等)

第 1 条 この要綱は、品川区被保険者の要介護状態等となることの予防または軽減・悪化防止のほか、地域において自立した日常生活が送れるよう支援するため、各サービス事業等が総合的かつ一体的に円滑に実施されることを目的とし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 に規定する地域支援事業について、品川区が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に関し、法、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）および地域支援事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法、省令および地域支援事業実施要綱で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業対象者 法第 32 条の規定による要支援認定を受け居宅において日常生活を営む被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）および地区在宅介護支援センターが実施する基本チェックリストにより総合事業の対象者として判定された品川区被保険者、住所地特例施設に居所を有し要支援認定を受けた者
- (2) 事業実施者 次条に規定する総合事業を実施できる者として、第 4 条の規定により区長が指定した者をいう。
- (3) 指定事業者 前号に規定する事業実施者のうち、次条第 1 号アおよびイならびに第 2 号アおよびイの各事業を実施しようとする者が、第 6 条の規定による申請により区長の指定を受けた者をいう。

(事業の種類および内容)

第 3 条 区が実施する総合事業における事業の種類および内容は次のとおりとする。

- (1) 第 1 号訪問事業

- ア 予防訪問事業 介護予防・自立支援（以下「介護予防等」という。）を目的として、訪問によるサービスを必要とする事業対象者の居宅等において、訪問介護員等が身体介護・生活援助など日常生活上の支援を行う事業とする。
- イ 生活機能向上支援訪問事業 アに掲げる内容のうち、専ら生活援助を中心として支援を行う事業とする。
- ウ 管理栄養士派遣による栄養改善事業 栄養改善が必要な事業対象者に対して、管理栄養士が当該事業対象者の居宅等を訪問し、食事状況および栄養状態の確認、当該事業対象者およびその家族・介護者への栄養改善のための必要な指導（献立の作成支援、調理方法の指導等）を行う事業とする。
- エ すけっとサービス 事業対象者の居宅等を有償ボランティア、無償ボランティア等が訪問し、日常生活上の自立支援を目的とした家事援助を行う事業とする。
- オ 柔道整復師による機能訓練訪問事業 機能訓練が必要な事業対象者に対して、柔道整復師（機能訓練指導員）が当該事業対象者の居宅等を訪問し、運動・生活機能の向上のための機能訓練（運動指導・歩行訓練等）を行う事業とする。

(2) 第1号通所事業

- ア 予防通所事業 介護予防等を目的として、事業対象者に対して予め定められた施設等において、日常生活上の支援または機能訓練を行う事業とする。
- イ いきいき活動支援プログラム 介護予防等を目的として、アに規定する予防通所事業と一体的な運用により効果が期待できる事業実施者の特性を活かした提案型事業として事業実施者からの届出により、区長が承認した事業とする。
- ウ はつらつ健康教室 介護予防等を目的として運動器・口腔機能向上や低栄養・認知症予防のための複合型プログラムを提供する事業とする。
- エ 地域ミニデイ 介護予防等を目的として、事業対象者に対して予め定められた施設等において、有償ボランティア等により日常生活上の支援または機能訓練を行う事業とする。

(3) 第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）

介護予防等を目的として、事業対象者の心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前2号に規定する各事業および次号に規定する一般介護予防事業その他の事業が適切に包括的かつ効率的に行われるよう必要な支援を行う事業とする。

(4) 一般介護予防事業

第一号被保険者の要介護状態等となることの予防または軽減もしくは悪化の防止のため必要な事業とする。

（事業実施者）

第4条 第3条第1号アおよびイならびに第2号アおよびイに規定する各サービス事業を実施しようとする者は、第1号アおよびイの事業にあつては、指定訪問介護事業者、第2号アおよびイの事業にあつては、指定通所介護事業者または地域密着型通所介護事業者であつて、第6条により区長の指定を受けた者とする。

2 第3条第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウもしくは第4号に規定する各事業を実施で

きる者は、介護予防等に資するサービス事業を区との協働により着実に実施することが見込まれるものとして区長が指定し委託した者とする。

3 第3条第2号エに規定する事業を実施できる者は、品川区介護予防・日常生活支援総合事業における地域ミニデイ事業補助金交付要綱（平成29年品川区要綱第135号）第5条の規定に基づき、区長に地域ミニデイ事業補助金（以下「地域ミニデイ補助金」という。）の交付の申請を行い、審査の結果、介護予防等に資するサービス事業を区との協働により着実に実施することが見込まれるものとして地域ミニデイ補助金の交付の決定を受けた者とする。

4 第3条第3号に規定する事業を実施できる者は、地区在宅介護支援センターおよび品川区地域包括支援センターが委託した指定居宅介護支援事業所とする。

（運営および人員・設備等の基準）

第5条 第3条第1号アおよびイならびに第2号アおよびイに規定する各サービス事業を実施する指定事業者は、他の介護事業と一体的な運用による事業の実施を基本とし、法および省令その他関係法令等に基づく運営および人員・設備等の基準を遵守するものとする。

2 前項に規定する第3条第1号アおよびイに規定するサービス事業を実施する指定事業者が、指定訪問介護事業と同一事業所において一体的に運用されている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者の員数は、当該指定訪問介護事業に係る利用者数と本事業に係る利用者数の二分の一に換算した数の合計数を基礎として、必要なサービス提供責任者の員数とすることができるものとする。

3 第3条第3号に規定する介護予防ケアマネジメントに係る具体的な取扱い方針等運営に係る事項について、法および省令その他関係法令等に基づく運営および人員・設備等の基準を遵守するとともに、別に定める介護予防ケアマネジメントマニュアルによるものとする。

4 第3条第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウおよびエもしくは第4号に規定する各サービス事業については、別に定めるところによるものとする。

（指定事業者の指定）

第6条 法第115条の45の5の規定による指定については、次の各号によるものとする。

(1) 第4条第1項の規定による総合事業を実施しようとする者は、指定申請書（介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「令和5年告示」という。）に規定する別紙様式第三号（四））により、区長に申請しなければならない。

(2) 区長は、前号の規定による申請を受理したときは、速やかに申請内容および事業実施者としての適否を審査し、事業実施者として指定する場合にあつては、品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（第1号様式）により、または指定をしないこととする場合にあつては、品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定却下通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(3) 前号に規定する指定を受けた者は、区長が指定する日までに品川区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る実施・体制に関する届出書（第3号様式）を提出するも

のとする。

(いきいき活動支援プログラムの実施届出等)

第7条 第3条第2号イに規定するいきいき活動支援プログラムを実施しようとする指定事業者は、品川区介護予防・日常生活支援総合事業「いきいき活動支援プログラム」実施届出(申請)書(第4号様式)により、事業を開始する月の前月15日までに区長に提出するものとする。

2 区長は、前項による指定事業者からの届出を受理したときは、速やかに内容を審査し承認したときは、品川区介護予防・日常生活支援総合事業「いきいき活動支援プログラム」実施承認通知書(第5号様式)により当該指定事業者に通知するものとする。

3 前項による承認を受けた指定事業者は、承認を受けた内容を変更する場合には、第1項により再度届出(申請)を行い、区長の承認を得るものとする。

(指定の更新等)

第8条 指定事業者が、介護事業者としての指定有効期間の満了を迎えるとき、当該満了日の翌日以降において引き続き総合事業を実施しようとするときは、それぞれ当該満了日の2月前までに、指定更新申請書(令和5年告示に規定する別紙様式第三号(五))および品川区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る実施・体制に関する届出書により、区長あて指定更新の申請を行うものとする。

2 区長は、前項の規定により、申請を受理したときは、第6条第2号の規定の例により通知するものとする。

(事業実施者の指定に係る有効期間)

第9条 第4条に規定する区長が指定する事業実施者に係る指定の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 第6条第1号による指定の申請または前条による指定の更新を行った指定事業者に係る指定の有効期間は、指定した日から6年間とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する指定訪問介護事業所または指定通所介護事業所にあつては、前号に規定する満了日または当該指定を受けている有効期間の満了日のいずれか早い日までとし、当該指定事業者が前条の規定により指定の更新をする場合は、前号の規定の例によるものとする。

(3) 前2号以外の事業実施者の有効期間は、原則として毎年度4月1日または委託契約もしくは協定の締結日の翌日から当該年度末日または別に区長が指定する日までとする。

(指定の掲示)

第10条 第6条第2号の規定による指定または第8条第2項の規定による更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第11条 第6条第2号による指定を受けた指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、変更届出書(令和5年告示に規定する別紙様式第三号(一))を変更のあった日から14日以内に区長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、総合事業を廃止または休止しようとするときは、廃止・休止届出書（令和5年告示に規定する別紙様式第三号（三））をその廃止または休止の日の1月前までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項により総合事業を休止した指定事業者が当該総合事業を再開したときは、再開届出書（令和5年告示に規定する別紙様式第三号（二））を再開した日から7日以内に区長に提出しなければならない。
- 4 指定事業者は、第2項の規定による総合事業の廃止または休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービス事業を受けていた者であって、当該総合事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該サービス事業に相当するサービスの提供を希望する事業対象者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う事業者その他の関係者との連絡調整を十分に行うとともにその他の便宜の提供を行わなければならない。

（指定の取消し等）

第12条 区長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消したとき、または当該指定の全部または一部の効力を停止したときは、品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消（停止）通知書（第6号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定するほか、指定訪問介護または指定通所介護の各事業の指定権者による指導監査等により指定の取り消しを受けた場合もしくは第9条に規定する指定有効期間の満了に伴う指定更新の手続きを行わなかった場合は、総合事業の指定事業者の指定を取り消しまたは取り下げたものとみなすものとする。

（指定の拒否）

第13条 区長は、第4条に規定する事業実施者として、品川区暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号ないし第3号に掲げる暴力団等または当該暴力団等と密接な関係を有すると認められる者については、これに対する指定または委託を行わない。

（関係機関等への情報提供）

第13条 区長は、指定事業者について、第6条の規定により指定し、もしくは第8条の規定により指定の更新をし、または第12条の規定により指定を取り消し、もしくは停止したときは、東京都、東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条に基づき東京都知事の認可を受け設立された団体をいう。以下同じ。）その他の機関に対して、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができるものとする。

- (1) 指定の申請者の名称
- (2) 申請者の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の職名、氏名、生年月日および住所
- (4) 事業所の名称および所在地
- (5) 指定年月日、指定更新年月日および指定有効期間満了日
- (6) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年

月日または指定停止期間)

(7) 運営規程

(8) 介護保険事業所番号

(費用額)

第15条 第3条にかかげる各サービス事業のうち、第1号アおよびイ、第2号アおよびイに規定する各サービス事業に係る費用額は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第86号）における単位を勘案して、別表1のとおりとする。

2 第3条第3号に規定する介護予防ケアマネジメントに係る費用額は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）における単位を勘案して、別表2のとおりとする。

3 前2項に規定する各サービス事業に係る費用額を算定する一単位あたりの金額は、前2項に規定する各基準における厚生労働大臣が定める一単位の単価とする。

4 第3条第1号ウ、エおよびオならびに第2号ウおよびエならびに第4号の各サービス事業に係る費用は、当該年度の予算の範囲内において、別に定めるものとする。

(第1号事業費の支給)

第16条 区長は、法第115条の45の3の規定により前条第1項に定める費用から省令第28条の2の規定により交付された負担割合証の負担割合に相当する額を減じた額を東京都国民健康保険団体連合会への委託により、指定事業者に支給するものとする。

2 区長は、前条第2項に定める費用を東京都国民健康保険団体連合会への委託または事業実施者との契約もしくは協定の定めるところにより事業実施者に支給するものとする。

3 前条第4項による費用については、委託または協定の定めるところによる。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第16条の2 区長は、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第16条の3 区長は、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(原子爆弾被爆者に対する自己負担額の助成)

第16条の4 区長は、原子爆弾被爆者である事業対象者（以下「事業対象被爆者」という。）が、第3条第1号アおよびイならびに第2号アおよびイに規定するサービスを利用するとき、当該サービスの利用にかかる第15条に規定する費用から第16条に規定する第1号事業費を控除して得た額（以下、本条において「被爆者負担額」という。）を上限として助成する。

2 前項に規定する助成に関する手続き等については、別に定めるものとする。

(記録および評価)

第17条 事業実施者は、事業の円滑な運営に資するため、訓練日誌やサービス提供記録票等の事業種別に合わせた必要な帳票（以下「サービス提供記録等」という。）を整備する

とともに、利用者の心身上の効果測定等適切な方法により事業の開始前および終了後に評価を行うものとする。

2 事業実施者は、介護支援専門員等の関係者に対して、利用者へのサービスの提供状況等適宜報告するものとする。

3 第1項に規定するサービス提供記録等は、次の各号に定める場合を除き、サービス提供終了後または委託契約もしくは協定による期間終了後3年間保管するものとする。

(1) 介護予防ケアマネジメントに基づきサービス提供期間が定められている場合にあっては、その期間の終了後2年間とする。

(2) 委託契約または協定に特別の定めがある場合はその定めによるものとする。

(衛生管理)

第18条 事業実施者は、利用者が使用する施設、食器その他の設備もしくは飲用に供する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業実施者は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(介護支援専門員等との連携)

第19条 事業実施者は、サービスの提供にあたり、地域包括支援センターおよび地区在宅介護支援センターの介護支援専門員等または保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第20条 事業実施者は、サービスの提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

2 前項において、利用者の生命にかかわる場合および救急要請を行う事態の場合は、区長に報告するものとする。

(秘密保持・個人情報の保護)

第21条 事業実施者は、事業を提供する上で知り得た利用者および家族に関する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この場合において、その守秘義務は契約期間終了後においても同様とする。

(賠償責任)

第22条 事業実施者は、サービスの提供に伴い事業実施者の責めに帰すべき事由により利用者の生命身体または財産に損害を与えたときは、利用者に対しその損害を賠償しなければならない。

(事故報告等)

第23条 事業実施者は、第18条および第20条ないし第22条の規定に関し重大事故が発生した場合は、その対応状況等について正確に記録するとともに、速やかに区長に報告しなければならない。

(相談・苦情対応等)

第24条 区長は、利用者およびその家族からの総合事業に関する相談・苦情に迅速かつ適

切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 区長は、前項による苦情等を受け付けたときは、当該苦情等の内容等を記録しておかなければならない。
- 3 区長は、総合事業のサービスに関する利用者およびその家族からの苦情等のうち区で対応できないものについて、東京都国民健康保険団体連合会に依頼することができるものとする。
- 4 区長は、第2条第3号に規定する指定事業者が行う総合事業に関する利用者およびその家族からの苦情等のうち区で対応できないものについて、利用者およびその家族からの申立てに基づく当該指定事業者に対する調査および指導助言を東京都国民健康保険団体連合会に依頼することができる。
- 5 指定事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 前項の規定に基づき区長の依頼を受けて東京都国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すること
 - (2) 東京都国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと
 - (3) 東京都国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

1. この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
2. 第7条第1項の規定にかかわらず、平成27年4月実施においては、同月内を提出期限とする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第16条の2および第16条の3の規定については、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第16条第1項の規定については、平成30年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年9月30日までの間は、別表2（第15条関係）第1号介護予防支援事業におけるケアマネジメントAに定める費用単位数について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表1（第15条関係）

第3条第1号ア 予防訪問事業

種別	週利用回数	摘要	費用 単位数	算定単位	1単位 当たりの 単価 ※
予防訪問 事業Ⅰ	(週1回)	基本	1,176	1月につき	11.4円
		基本・日割回数割	290	1回につき（上限1月3回）	
		基本・減算（虐待防止・BCP未策定）	-12	1月につき（上限1月2回）	
		基本・減算日割（虐待防止・BCP未策定）	-3	1日につき（上限1月6回）	
		初回加算	200	初回	
		生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1月につき	
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	1月につき	
		口腔連携強化加算	50	1月につき	
		介護職員等処遇改善加算相当	255	1月につき	
予防訪問 事業Ⅱ	(週2回)	基本	2,349	1月につき	11.4円
		訪問事業Ⅱの増回分加算	290	1回につき（上限1月5回）	
		基本・日割回数割	290	1回につき（上限1月7回）	
		基本・減算（虐待防止・BCP未策定）	-23	1月につき（上限1月2回）	
		基本・減算日割（虐待防止・BCP未策定）	-3	1日につき（上限1月14回）	
		初回加算	200	初回	
		生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1月につき	
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	1月につき	
		口腔連携強化加算	50	1月につき	
		介護職員等処遇改善加算相当	510	1月につき	

第3条第1号イ 生活機能向上支援訪問事業

種別	週利用回数	摘要	費用 単位数	算定単位	1単位 当たりの 単価 ※
生活機能 向上支援 訪問事業 Ⅰ	(週1回)	基本	1,030	1月につき	11.4円
		基本・日割回数割	255	1回につき（上限1月3回）	
		基本・減算（虐待防止・BCP未策定）	-10	1月につき（上限1月2回）	
		基本・減算日割（虐待防止・BCP未策定）	-3	1日につき（上限1月6回）	

		初回加算	200	初回	
		時間超過加算	40	1回につき（上限1月5回）	
		介護職員等処遇改善加算相当	255	1月につき	
生活機能向上支援訪問事業Ⅱ	(週2回)	基本	2,060	1月につき	
		基本・日割回数割	255	1回につき（上限1月7回）	
		基本・減算（虐待防止・BCP未策定）	-21	1月につき（上限1月2回）	
		基本・減算日割（虐待防止・BCP未策定）	-3	1日につき（上限1月14回）	
		初回加算	200	初回	
		時間超過加算	40	1回につき（上限1月5回）	
		介護職員等処遇改善加算相当	510	1月につき	

第3条第2号ア 予防通所事業

種別	週利用回数	摘要	費用単位数	算定単位	1単位当たりの単価※
予防通所事業Ⅰ	(週1回)	基本	1,222	1月につき	10.9円
		基本・日割	284	1日につき（上限1月3日）	
		基本・減算（人欠・定超）	850	1月につき	
		基本・減算日割（人欠・定超）	200	1日につき（上限1月3日）	
		基本・減算（虐待防止・BCP未策定）	-12	1月につき（上限1月2回）	
		基本・減算日割（虐待防止・BCP未策定）	-3	1日につき（上限1月6回）	
		基本・減算（人欠・定超）（虐待防止・BCP未策定）	-9	1月につき（上限1月2回）	
		基本・減算日割（人欠・定超）（虐待防止・BCP未策定）	-2	1日につき（上限1月6回）	
		送迎	47	片道1回につき（上限1月10回）	
		入浴	50	1回につき（上限1月5回）	
		生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1月につき（上限3月1回）	
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	1月につき	
		栄養アセスメント加算	50	1月につき	
		栄養改善加算	200	1月につき	
		口腔機能向上加算（Ⅰ）	150	1月につき	
		口腔機能向上加算（Ⅱ）	160	1月につき	
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88	1月につき	

		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72	1月につき	
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24	1月につき	
		科学的介護推進体制加算	40	1月につき	
		介護職員等処遇改善加算相当	155	1月につき	
予防通所事業Ⅱ	(週2回)	基本	2,470	1月につき	
		基本・日割	284	1日につき(上限1月7日)	
		基本・減算(人欠・定超)	1,830	1月につき	
		基本・減算日割(人欠・定超)	200	1日につき(上限1月7日)	
		基本・減算(虐待防止・BCP未策定)	-25	1月につき(上限1月2回)	
		基本・減算日割(虐待防止・BCP未策定)	-3	1月につき(上限1月14回)	
		基本・減算(人欠・定超)(虐待防止・BCP未策定)	-18	1月につき(上限1月2回)	
		基本・減算日割(人欠・定超)(虐待防止・BCP未策定)	-2	1月につき(上限1月14回)	
		送迎	47	片道1回につき(上限1月20回)	
		入浴	50	1回につき(上限1月10回)	
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1月につき(上限3月1回)	
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	1月につき	
		栄養アセスメント加算	50	1月につき	
		栄養改善加算	200	1月につき	
		口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	1月につき	
		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1月につき	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88	1月につき	
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72	1月につき	
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24	1月につき	
		科学的介護推進体制加算	40	1月につき	
介護職員等処遇改善加算相当	310	1月につき			

第3条第2号イ 予防通所事業

種別	週利用回数	摘要	費用単位数	算定単位	1単位当たりの単価※

いきいき活動支援プログラムⅠ	(週1回)	基本	452	1月につき	10.9円
		基本・日割	101	1日につき(上限1月3日)	
いきいき活動支援プログラムⅡ	(週2回)	基本	804	1月につき	
		基本・日割	101	1日につき(上限1月7日)	

※表中の1単位あたりの単価は東京都特別区の地域単価により算出した金額であり、それ以外の地域に所在する事業所については、それぞれの地域単価を適用する。

別表2 (第15条関係)

第3条第3号 第1号介護予防支援事業				
種別	摘要	費用 単位数	算定単位	1単位 あたりの 単価 ※
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	442	1月につき	11.4円
	A・減算(虐待防止未策定)	-4	1月につき	
	A・減算(BCP未策定)	-4	1月につき	
	ケアマネジメントB	331	1月につき	
	B・減算(虐待防止未策定)	-3	1月につき	
	B・減算(BCP未策定)	-3	1月につき	
	ケアマネジメントC	221	1月につき	
	C・減算(虐待防止未策定)	-2	1月につき	
	C・減算(BCP未策定)	-2	1月につき	
	初回加算	300		
	委託連携加算	300		

※表中の1単位あたりの単価は東京都特別区の地域単価により算出した金額であり、それ以外の地域に所在する事業所については、それぞれの地域単価を適用する。

品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書

第 年 月 日
号 日

別紙1 指定事業所 様

品川区長



年 月 日付にて申請のあった品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定申請・更新について、下記のとおり指定したので通知します。

記

事業者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
事業所の所在地		
事業所の名称		
申請区分		新規 ・ 更新
指定年月日		年 月 日
指定に係る有効期間		年 月 日～ 年 月 日
事業所指定番号		
サービスの種類		

品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定却下通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長



年 月 日付にて申請のあった品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定申請・更新について、下記の理由により指定・更新しないこととしたので通知します。

【理由】

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は、品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

品川区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る
実施・体制に関する届出書

年 月 日

品川区長あて

(申請者) 事業者所在地
事業者名称
代表者職・氏名

品川区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る実施・体制について、以下のとおり関係書類を添えて届出ます。

		事業所所在地市区町村番号				
申請者	事業者の名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
		Eメールアドレス				
	法人である場合その種別				法人所轄庁	
代表者の職・氏名	職名		氏名			
代表者の住所	(郵便番号 -)					
事業所の状況	主たる事業所(総合事業実施場所)の所在地	(郵便番号 -)				
	事業所の名称					
	連絡先	電話番号		FAX番号		
		Eメールアドレス				
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
		Eメールアドレス				
管理者の氏名						
管理者の住所	(郵便番号 -)					
指定を 受ける 事業の 種類 等	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	事業開始 予定年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動 項目
	訪問型サービス独自/定率 (A3)					
	予防訪問事業・生活機能向上支援訪問事業			1 新規 2 終了		
	通所型サービス独自/定率 (A7)					
	予防通所事業			1 新規 2 終了 3 変更		
	いきいき活動支援プログラム			1 新規 2 終了 3 変更		
指定訪問・通所介護事業所指定番号						
特記事項	(変更前)			(変更後)		
関係資料	別紙のとおり					

品川区介護予防・日常生活支援総合事業
「いきいき活動支援プログラム」実施届出（申請）書

品川区長あて

（届出者）事業者所在地
事業者名称
代表者職・氏名

実施事業所名
（事業所指定番号）
所在地
担当者名・連絡先

標記のことについて、年度の予防通所事業における「いきいき活動支援プログラム」について、下記のとおり届出（申請）します。

記

1. 予防通所事業の概要

（1）実施時間（予防通所事業のサービス提供時間）

--

（2）実施内容

--

2. いきいき活動支援プログラムの概要

（1）実施の目的および利用者への期待される効果（セールスポイント）

--

(2) 具体的な実施内容等

① 実施時間 (いきいき活動支援プログラム提供時間)

--

② 実施内容

--

(3) 対象者の予定人数 (実人数)

--

(4) 実施内容の評価の周期および評価方法

--

(5) 評価結果の活用の方角性

--

品川区介護予防・日常生活支援総合事業
「いきいき活動支援プログラム」実施承認通知書

第 年 月 日 号

様

品川区長



年 月 日付にて届出（申請）のあった品川区介護予防・日常生活支援総合事業「いきいき活動支援プログラム」実施届出（申請）について、届出内容のとおり承認したので通知します。

記

事業者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
事業所の所在地		
事業所の名称		
事業開始年月日		年 月 日
留意事項	承認を受けた届出内容を変更する場合は、品川区介護予防・日常生活支援総合事業「いきいき活動支援プログラム」実施届出（申請）書（第4号様式）により改めて届出・承認を受けること。	

品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者
指定取消・停止通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長



下記の理由により品川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定を取り消し・停止したので通知します。

記

1 事業所の所在地

2 事業所の名称

3 代表者氏名

4 取消し（停止）の理由

5 取消しの日 年 月 日

または

停止の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(注)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は、品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。